

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係地方自治
関係 (第二卷)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43881

(5)

都市計画関係

字

土地區画整理施行に伴り国県有地についで左第一に依り琉球政
府經由第一の通り首席民政官宛申請してまいりしより

第一

那英第三一九三号

一九五四年十二月十六日

市長
石

琉球政府行政主席宛

国県有地についで

首題についで別紙の通り首席民政官宛申請致しますから副申
方宜敷御取計に下さるよう御願致します。

総
理
府

字

那英第三一九三号

一九五四年十二月十六日

市長
石

首席民政官宛

国県有地についで

貴官管理下にある国県有地が当市都市計画事業土地區画整理施行
に伴り道路或いは公園緑地其の他公用地となる敷地に対しては当市
に無償で使用させて下さるよう御願致します。

総
理
府

字

内行第二〇号

一九五五年四月二日

内政局長

那覇市長殿

国県有地の公共使用について

一九五四年十二月十六日付那登才三一九三号で貴府から申請の事附りました標記については民政官より進達しましたが三月十八日付で行政主席より別紙より回答がきておりますので通知します。

総 理 府

字

行政法務部 六〇一五三

首題 日本国県有地の公共使用について

あて 琉球政府行政主席殿

日付 一九五五年三月十八日

琉球列島米国民政府

民政副長官室 APO七一九

一 首題に付一九五五年二月七日付琉内二〇号に對して回答する。

二 民政府財産管理局は現在のところ日本国県有地を市町村に無償で割り当て使用せしめ得る権限を有しておりません。然し下の件の件については現に検討中であり若しかかる財産を公共事業に供するため市町村に割当てる事が出来るようになれば貴政府にその旨御知らせ致します。

民政副長官に代りて

総務課長

ラルフ アール
代署者 アール エフ
バート中佐
バーンズ

総 理 府

字

工五第七二号

一九五五年八月十一日

工務交通局長

那ハ市長殿

国県有地の換地方について

首題につき、その申請中でありまして左記字のとあり、民政府連絡官から回答のありしから通知します。

一九五五年八月一日

首題 国県有地の換地方陳情について

あて 琉球政府行政主席

一九五五年六月六日付首題に同する貴輸琉工五第七二号に同連する。

総理府

二首題についての那覇市の申請を認可する権限は琉球財産管理部にはない。但し管理財産に同する都市計画画内題については、上級官庁に提出して検討を求めている。上級官庁での検討を終へ決定事項については、同連が有り、次で那覇市には通知する。

副長官に代り

総務課長

G.P. パーケット大尉

総理府

土地区画整理地区内の国所有地の換地について申請伺

首題の件左案のとおり琉球政府經由首席民政官宛申請しよろしく

本条

那發第一三〇六号

一九五五年五月五日

市長 石

琉球政府行政主席宛

土地区画整理地区内の国所有地の換地について申請

首題の件別紙のとおり半国琉球政府首席民政官宛申請致しますから

総 理 府

宜敷御取計い下さう御願い致します

那發第一三〇五号

一九五五年五月五日

市長 石

半国琉球政府首席民政官宛

土地区画整理地区内の国所有地の換地について申請

現在琉球にある国所有地は「財産の管理」という主題の布告第七号の規定に基づき半国
財産管理官による管理を承継しているがその管理の限界は明かに一九五七年十月十八日ヘーグ
に於て調印一九五三年一月十三日公布の「陸戦の法規、慣例に関する條約」第五十五条
（国有不動産）と占領国は敵國に属し且つ占領地にある公共建物、不動産、森林
及農場に付しては其の管理者及用益権者たるに過ぎざるものなりと考へるし
右財産の基本を保護し、且用益権の法則に依りて之を管理すべしとす

総 理 府

に基く管理にのみ限定されて今日に及んでいふと思料される。

惟うに右条約は一九五二年四月二十八日ニ采港に於て締結の対日講和条約
発効前の臨時的主権期間にのみ適用されるべき性質を持つものであり
琉球の立法行政司法の広域に亘る統治権が平和条約の発効とともに
米國によつて行使されて今日米國は布告第七号を廢止し統治権をとし
この権限による琉球に於る財産を管理して然るべきである。

しかし乍ら 現在右布告第七号は廢止されていないのであるからその解釈
を改むべきであると信じる。

即ち「管理」という語は單なる管理という狭い意味の場合もあるが相当広
い意味に解して処分権(交換、命令、売却等)を含む場合もある。琉球に
於ける合衆國の法的立場は香港講和條約発効の前位によつて大きな差
違がある。即ち右条約発効前は單なる占領國として被占領國たる琉球(日
本國の一部)に對するものであったが發効後は米國は占領國としてではなく琉球
に主権を持つては日本並に國連加盟多数國家との條約によつて立法司法

総 理 府

行政の統治権を取得したものがあから右琉球内に於る國有泉有の不動
産に於ては自らの所有権の行使の程なげない範圍の権限を持つてのを解す
べきである。

殊に土地の場合には所有者たる日本、沖縄の利益を維持しつゝ或る程な
処分をなして得る事によつて琉球住民の利益ともなり又米國の政治にも
利する處があるのである。

一例をれば那覇市内にある国道又は県道の位置が那覇市都市計画によつて
変更された場合廢道にされた部分を新しく設置される国道又は市道の敷地
と交換若しくは分合ができる。

那覇市の都市計画について云へば後述の区畫整理事業に於て國泉有地
の交換分合ができることすれば不整形の國泉有地と隣接地との交換分合をする
ことによつてその國泉有地も共に整形でそれ〳〵道路に面する土地となり
いすれの地主も大きな利益を得るばかりでなく那覇市の都市計画も大きな
進捗をみるのである。

総 理 府

依つて土地区画整理地区内の国庫有地の換地を別紙施行規定案抜萃の
とあり承認下さるよう別紙趣意書 国庫有地調書及換地例を添付
の上申請致します。

※
当局から送付の書類に添付して
あるのを参照して下さい。

総
理
府

総南連第... 三十三号

昭和三十年十二月二十四日

アジア局第一課長

総理府南方連絡事務局長

外務大臣官房長 殿

那覇市都市計画に伴う日本国有地並びに沖縄県有地の処置に関する件
沖縄那覇市において、都市計画を実施するに当り国有地ならびに沖縄県有地の処置を行う必要があるとして、那覇市長より那覇日本政府南方連絡事務所長を経由して別添のとおり関係資料等を添えて申請してきたので送付する。

なお、本件に関する貴見について回報方お願いする。

本信送付先 外務大臣官房長 大蔵大臣官房長 建設大臣官房長 自治庁総務課長

本件は那覇市長の意見とまち協議の上措置したい

丁局 31.1.11

アジア局 31.1.20 局長附

31.1.16

218

寫

那發第五四八九号

一九五五年十二月十日

那覇市長 当 間 重 剛

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

那覇市都市計画整理地区内の日本国有地及び沖縄県有地の処置につき、首題の件について、土地区画整理施行上甚大な支障を生じておられますので、国県有地に対する処置方、別紙の通り関係書類を添え申請致しますから、左記当局宛宜敷御取計い下さるよう御願ひ致します。

記

建設大臣 大蔵大臣 外務大臣 自治庁長官
総理府南方連絡事務所長

総 理 府

31.1.11

218

本件申請の要旨

柳瀬市は都市計画法（一九五〇年八月十日法律第三十四号）第四條第三項に當り、

一九五〇年十月九日付の琉球政府より都市計画法事業として認められた

六四、二五七、三三仲の都市計画法事業として土地區區整理の施行を

命じられた日本國政府及び沖縄政府は凡そ米田賦存管理官

による管理としてあり米田賦存管理官は國有不動産（所有権を含む）

の管理をその外に地方税を有し（一）の理由より都市計画法

施行の対象となる日本國所有地及び沖縄政府所有地（三三、八一四二〇坪）

に對する土地區區整理編入（耕地整理法第四十三條）を認許しない

の理由より、新旧公米田地の編入交付（耕地整理法第十一條）

区画の變更、地目の交換等についても認めない等の現状がある。

二小かた、本件都市計画法に對する土地區區整理事業の

施行が不可能となつてゐる次第である中、米側関係当局との

折衝が絶えず進められてゐる。

邦発第五四八九号

一九五五年十二月十日

邦 覇 市 長 当 間 重 剛

邦 覇 日 本 政 府 南 方 連 絡 事 務 所 長 殿

大 蔵 省

邦 覇 市 都 市 計 画 整 理 地 区 内 の 日 本 国 有 地 及 び 沖 繩 県 有 地
の 処 置 に つ い て

首 題 の 件 に つ い て、土 地 区 画 整 理 施 行 上 甚 大 な 支 障 を 生 じ て お り ま す の で、国 県 有
地 に 対 す る 処 置 方、別 紙 の 通 り 関 係 書 類 を 添 え 申 請 致 し ま す か ら、左 記 当 局 宛 宜 敷 御
取 計 い 下 さ る よ う 御 願 い 致 し ま す。

記

建 設 大 臣 大 蔵 大 臣 外 務 大 臣 自 治 庁 長 官 総 理 府 南 方 連 絡 事 務 局 長

別 紙 略

アジア局長名

第五課長

アジア局長名

第一課長

那覇市都市計画に伴う日本国有地及び公有地の処置に関する件

昭和三十一年四月

アジア局第五課

アジア局
31.2.18
調査課

一 本年一月那覇市長より総理府南方連絡事務局を通じて那覇市

の土地區画整理の対象となる日本国有地、冲縄縣有地の換地処理の

問題に関し、米民政府は國有不動産（縣有を含む）の管理者たる

の地位を有し、この理由により、米政府財産管理局

の承認を得る必要が来る。本事業の施行が困難なあり得

外務省

案約局第三課長

米側が高この換地方針を懸念する旨を日本政府関係者有（大蔵省
建設省 外務省 自派方）に申請した。

二月十日総理府南方連絡事務局主催の閣下会議で開き、検討

の結果は別紙通り、大蔵省は認め、関係者有は異存なし、更に、

本件那覇市陳情の取扱はつぎ外務省の意見を承めておいて、南方

連絡事務局におき、右前米府並其関係者有の意向を確かめ、上合向より

那覇市又は米民政府に申し、
本件は正しくして、翌日日本政府に要請を申し、日本側は好意的に考慮

外務省

別紙

那覇市都市計画整理地区内国有地知有地は是の如し。

一 日時 昭和三十一年二月十日

二 場所 那覇市都市計画整理地区内

三 出席者 大蔵省 建設省 法務省 郵政省
外務省 南進 那覇市都市計画課長

四 審議内容
審議の結果、那覇市都市計画整理地区内国有地知有地は是の如し。整理地区内国有地知有地は是の如し。

外務省

下等局長 (初)

審議の結果、那覇市都市計画整理地区内国有地知有地は是の如し。整理地区内国有地知有地は是の如し。

審議の結果、那覇市都市計画整理地区内国有地知有地は是の如し。整理地区内国有地知有地は是の如し。

外務省

那覇市は都市計画法（一九五四年八月十七日付五法第三四号
 公布即日施行）により、一九五四年十月二十九日琉球政府より
 都市計画事業として土地區画整理の施行を命じられたが、
 日本国有地及び沖繩縣所有地は凡て米國財産管理課
 によりて管理されてゐるので、區画整理の對象となる國縣所有地
 たる、財産管理官と接衝したところ、國縣所有地は道水路
 公園敷地等の公共用地となることは承認（但し有料）は小の併し
 合該当地以外の土地については、本事業の目的たる宅地としての
 利用に資するため、換地を交付する本事業の推進に努めてゐるか
 （施行規定第十九條参照）米國飛地は國有不動産（縣有地も
 含む）の管理となるのみで、処分権を有してゐない理由により、土地
 區画形質の変更を承認しない現状である。二小の内の土地
 區画整理事業の施行が困難となつてゐるため、米側関係当局より

外務省

二月十七日南連渡邊事務官
 へは、この方針に同意する
 同意する。

各有異存なき場合
 那覇市は、民政府
 に付し、正式に土地
 區画整理を申請すれば
 日米政府は、外資の
 権利を尊重する
 旨を傳達する
 米側は、
 同意する。

折衝方針が政府に諸する。

二因に那覇市の都市計画に基き日本国有地及び沖繩縣所有地の
 土地區画整理により換地すべき地は別条の通りである。

三本件土地區画整理事業に伴う日本国有地及び沖繩縣所有地の
 換地処理の方針は、つりては右の意見と陳へたが
 換地米側関係の折衝方針は、つりては左論から検討すること、
 ありた。

尚、本件に関連した減価償却米側との本問題折衝は、米側は
 沖繩縣政府の土地財政の上有財政の現状が不明であり、右現況
 と通報を要する旨を付記した。

外務省

(別添一)

規定中其土地内土地所有権を交付する。

第十九条 財産管理課所管の土地の整理後道路敷となる部分以外、土地にこの土地積立費を交付するに原地の於て当該土地及びその隣接地又は附託地が整理後本土地及同整理事業の田賦に用いられるに於ては、この土地の境界線を整形に替えて換地する。

(別紙 II)

日本国有地及び沖縄県有地の換地計算総括表

所有者	従前の地積 平方	整理後の 公共用地該当地 平方	計算上換地 可用地積 平方	計算上 換地地積 平方	従前の地積に 対し換地の百分率	説明
日本政府	9,686.67			9,410.25	97.14	旅行命令当時(29-12-54)現在 公用又は営業の用に供し(17年) 該当地
沖縄県	3,456.08			3,180.48	92.0	同上
日本政府	6,359.00	1,493.14	4,865.86	4,864.30	76.49	普通地 施行規程第19条に 換地
沖縄県	14,173.51	4,463.15	9,710.36	9,710.36	68.51	同上



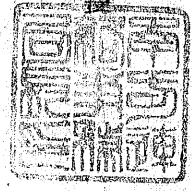
アジア局長 第一課長

総南連才三七四号

昭和三十一年四月二十三日

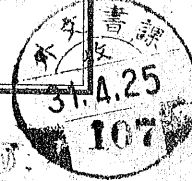
南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿



記帳了

回覧番号
ア一 100



那覇市都市計画に関する協議会の開催について
今般那覇市長当間重剛氏の東京を機会に左記により標記協議会を
開催いたしましたので、担当官を出席せしめられたく御願います。

一 会議の目的

那覇市都市計画に伴う国有地の換地処分等について関係各省間において協議を行
い、同時に那覇市長よりの説明を聴取する。

二 日時 四月二十六日(木)午後一時半
三 場所 総理府南方連絡事務局長室

総理府

アジア局第一課長

那覇市都市計画整理地区内の国有地、縣有地の処分
に関する會議

一 日時 昭和三十一年四月二十六日午後

アジア局第一課
(昭三十一、四、二六)

二 場所 総理府南支運輸事務局

三 出席者 当向那覇市長

大藏省 建設省 法務省 郵政省 総理府 外務省

四 議事事項

一 都市計画整理地区内の整理を要する国有地の所在状況
につき 各省の質問に応じ、那覇市長より 詳細説明

外務省

を 行 った。

一 都市計画の必要上 国有地が変更されることに
対し 各省とも 原則的に異存ないが、更に
原状と変更後の状況とを対比した詳細な地図
を作成の上、送付方、那覇市側に依頼した。

二 本事件取扱の方法については、さきに南連に対し
外務省としての考え方を伝えて、^(意見をおり) 那覇市より
米側管理局を通し、日本政府の諒解を求めら
れるよう、説明し、那覇市側はこれを了
承した。

外務省

アジヤ總務長官

總南連才五二二二号

昭和三十一年六月二十二日

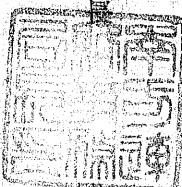
總理府南方連絡事務局

外務省アジヤ局長 殿

國有地並びに沖繩県有地の台帳等の送付について、
標記の件について那覇日本政府南方連絡事務所長より別紙等のお
り報告があつたので御参考までに通報する。

おつて、貴省関係（外局等を含む）において、沖繩に國有の不動産
等を有する場合には、地積図等を作成のうえ、当局あて五部御送付相
成りたくお願ひする。台帳等欠缺のため地図作成が不能の場合には
その旨回答願ひたい。

アジヤ局長 第一課長



記帳了

總理府

回覧番号 アー 516



31.6.23 176

台帳

那才三九一号

昭和三十一年六月十五日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

国有地並びに沖繩県有地台帳写送付方依頼の件
日本国有地及び旧沖繩県有地（建物が存置されている場合にはこれをも含む）に関しては琉球列島米国民政府に関する指令（一九四〇年四月三〇日）並びに米国海軍々政府布告才七号財産の管理（一九四〇年四月七）に基いて米国民政府が今日尚管理しているところであるがその管理状況は今尚これを詳らかにし得ないのが今日の実情である。その由つて来たるところは米国民政府側の措置に不当な点もあるが一方本土政府の無関心さも著るしくこれを助長している憾が強い。

総 理 府

特に昨今那覇市の都市計画が漸次進捗するに及んで愈々国有地並びに旧沖繩県有地の実態に対する把握の不的確は計画実施に伴う措置の円滑なる運びに著るしく支障を来たしている。時たまた将来実現あるべき当事務所の建設用地の件もあり又国有地並びに旧沖繩県有地に関してかねて本局から照会があつた都市計画の実施に伴いその前後に於ける変貌を中心に懇談して見た。この会談を通じて現在当事務所で保有している国有財産並びに旧沖繩県有財産のリストと那覇市（都市合併の関係もあるが）が保有しているリストとの間に可成りの相異点が見出されたその原因として那覇市保管の台帳の作成に当つては関係書類が戦災を被り土地の所有権の確定に当つては申告と確認の方法によつてできたものである関係もあるもので一概に真をおき難いと思ふし得る事情をもつていふことを含んでおくべきである。かくては今後の折衝に不都合不便が痛感されるので改めて関係各省別の外太蔵省等その保有する財産台帳の写しと地積図を至急

五部（当事務所保管も含む）作成の上送付するよう手配方願いたし、
尚国有財産並びに旧沖繩県有財産に関しては前記指令ならびに布
告の示す筋に従つてその管理解除方について日米両政府間で折衝を
始めることも既にその時期は到来しているやの感もするので併せて
申添える。

総
理
府

A'3.

アジア局長

総南連第六七五号

昭和三十一年八月二十一日

總理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

那覇市都市計画に伴う日本国有地並びに沖縄県有地の処置に
關し、各省打合せ会の開催について

標記国有地ならびに県有地については屢々連絡しているところ
あるが、今般那覇市区画整理課長金城弘円氏が本件に關し日本政
府への連絡のため出京せられたのを機会に、同氏から都市計画の詳
細な実状を聴取するとともに、本件に關し米國民政府又は那覇市に
連絡すべき事項について協議致したいので左記により打合せ会を
開催

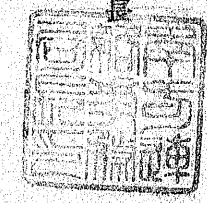
總理府

するから、主管課長を出席せしめるより、よろしく御配慮願いたい。

記

一日 時 八月二十三日(木) 午後一時半
二場 所 總理府第二會議室(第一号庁舎)

31.8.22
25



了了局
31.8.22
第一課

回覧番号
ア一 952

記帳了

33.8.18

アジヤ局長 次 第一課長

総南連第六八七号

昭和三十一年八月二十七日

總理府南方連絡事務局

外務省アジヤ局長 殿

那覇市都市計画区域内日本国有地並びに沖縄県有地に関する
参考資料の送付について
標記資料を左記のとおり御参考までに送付します。

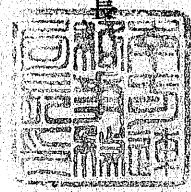
- A、那覇市都市計画事業戦災復興興土地地区画整理施行地区内の国有地及び沖縄県有地の図面並びに調書
- イ、那覇市都市計画区域並びにその附近所在の官公施設位置表示図

總理府

- ロ、那覇市都市計画地域図
- B、那覇市都市計画区域内一現区画整理施行地区を除く）
旧那覇市の日本国有地及び沖縄県有地の図面並びに調書
- C、那覇市都市計画区域内一現区画整理施行地区を除く）
旧首里市の日本国有地及び沖縄県有地の図面並びに調書
- D、那覇市都市計画区域内（現区画整理施行地区を除く）
旧小祿村の日本国有地及び沖縄県有地の図面並びに調書

同係次所係書

南方班



記録了

回覧番号
ア-1015



6100-1

大 蔵 省

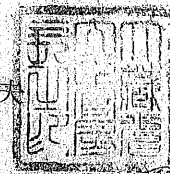
蔵管第 3012 号

昭和 31 年 9 月 25 日

外務大臣官房長 殿

移
住

大蔵大臣官房長 石 原 周 夫



那覇市都市計画に伴う日本国有地並びに
沖縄県有地の処置について

次

標記のことについて、昭和 30 年 12 月 24 日付総南連第 1
313 号をもつて総理府南方連絡事務局長から別紙(1)のとおり
照会があつたので、昭和 31 年 9 月 25 日付蔵管第 3012 号
をもつて別紙(2)のように回答したから参考までに通知する。

渡
航
書
記
官



アジア局長の
手紙

長
あ

第
一

課
長

あ

大 蔵 省

蔵管第 3012 号
昭和 31 年 9 月 25 日

総理府南方連絡事務局長 殿

大蔵大臣官房長 石 原 周 夫

邦轄市都市計画に伴う日本国有地並びに沖
縄県有地の処置について

昭和 30 年 12 月 24 日付総南連第 1318 号をもつて照会
のあつた標記のことについては、平和条約第 8 条の規定による
沖縄の特殊の地位、及び邦轄市の土地区画整理は、わが国の都
市計画法と同趣旨の法令に基づいて施行されていること等を考慮
し、国有財産の管理の立場としては特に差支えはないものと考
える。

本件送付先

外務大臣官房長、建設大臣官房長、自治庁長官官房総務参
事官

9.25

総南連那才 号

昭和三十一年十一月一日

南方連絡事務局長

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

那覇市都市計画に伴う日本国有地並びに沖縄県有地の処置に関する件(一案)

昭和三十年十二月十日附那才八六二号をもつて連絡のあつた標記の件に關しては、その後数回に互り關係各省と協議し、直接那覇市当局の説明を求めて検討した結果、本件の施行が本土の土地区画整理と概ね同様の基準によつてゐるもので、右により処置される日本国有地並に沖縄県有地の区画整理はこれを了承致したい意向であるが、これが取扱は左記によることを最も適当と思われ、米民政府並に那覇市と協議の上その結果折返し報告せられたい。

記

一 那覇市都市計画に伴う区画整理に當つては、道路敷以外の残存日本国固有地並びに沖縄県有地は、その計画施行後の關係土地の有効なる利用を図るため、これが適切且つ充分なる換地処分を行われたいこと。

二 那覇市長は關係日本国固有地並びに沖縄県有地の区画整理に伴う換地処分につき計畫前並びに計畫後の町名、地目番地、面積、地図を附して日本政府の同意を求めるとすること。

三 右の同意を求めると書類は那覇市長より貴所を経由して内閣総理大臣あて提出せしめること。

四 那覇市長は、内閣総理大臣の同意があつた後、区画整理に伴う仮換地指定通知書及び換地処分通知書を発行した場合はそれらの通知書(通知書の送付困難なときはその写し)を、關係土地の登記を完了した場合はその登記簿本を、それぞれすみやかに貴所經由内閣総理大臣宛提出すること。

五 右の処置方針に關して、米民政府の了解を取り付けること。

那須才四四六号

一九五七年二月八日

那須市長 瀨長 義次郎

琉球銀行總裁 高原 守保殿

復金部よりの融資再開について

一九五七年一月二十二日附貴復号外を以て御回答が有りました市債打切りにつきまゝく、その才一項、才二項より貴意了承致しました。

つきまゝくは別紙より市一般会計及び水道、区画整理の各会計に於ける資金計画の現状及び将来の見透し又は綜合的を財政運営の見透しを説明し、従来市に對し講けられた融資を再開し、戴く様懇願致します。

一般会計の市債償還について

市の経常的財源即ち毎年度確保出来る財源七九〇〇〇〇円から経常的運営費、土木維持費、社会福祉費、保健衛生費、産業振興費、六一三〇〇〇〇〇円を差引いた残額一八、五〇〇〇〇〇円が一般会計における年間起債償還充当金と看做され、これを限るとする起債が可能と言えます。

これに対し一九五六年度十二月末日現在の起債額(借入済額)は一三、六六四、〇〇〇円であり、その内訳は

件名	借入額	借入年限	年間償還額
都市計画事業債	五、七〇〇円	一〇ヶ年	六、九一四円
市営住宅建設事業債	二〇、四五一円	一〇ヶ年	二、七三九円
安里川改修工事債	七、九七六円	三ヶ年	三、四四〇円
市営住宅建設事業債	三三、四五七円	二〇ヶ年	二、四五七円
計	一三、六六四円		一五、五五〇円

となっており、然し、市営住宅改修工事債については、その中に、土地埋立地を処分して償還致す計画であり、経常的財源より償還致すもの年間償還額は一五、五五〇、〇〇〇円より安里川改修工事債償還金三、四四〇、〇〇〇円を差引いた一二、一〇〇、〇〇〇円であり、従いまして前述の年間償還充当財源一八、五〇〇、〇〇〇円から借入額の償還年額一三、二〇〇、〇〇〇円を差引きますと、六、三〇〇、〇〇〇円の余裕財源があり、一九五七年度は、積極的建設事業へ充ててあります。

経常的財源の内訳につきましては、市税収入、土地賃貸料、株式配当金、使用料及び手数料、市町村財政調整交付金、雑収入(繰越金、延滞金等)、徴収実績に基づいて見積った額であり、更に、今年度、市営住宅の増加が予想され、起債償還につきましても、円滑なる償還を行い得ると確信致しております。

科目	1957年度	備	差
經營的支出			
市誌改入	40,000	1956年度定額 40,000	
基本財產改入	235	繰出聖書金	
普通財產改入	12,970	土地買置料 4,970	軍使用地料 8,000
普通財產使用料	9,245	1956年度定額 10,000	
市場使用料	4,699	"	4,786
其他使用料	3,678	市官住宅 廢棄使用料	
市費	1,917		
市町村別酒類稅金	20,000	臨時市費の繰出料 10,000	市費の繰入料 10,000
市町村別酒類稅金	1,451	政府委託事務 (市費準備 撥付事務等) 1,451	政府委託事務 1,451
雜支	3,000	延滞金、及、繰越金、今年(10)定額に基いて計上	
計	79,803		

科目	1957年度	備	差
經營的支出			
市誌改入	40,000		
基本財產改入	235		
普通財產改入	12,970		
普通財產使用料	9,245		
市場使用料	4,699		
其他使用料	3,678		
市費	1,917		
市町村別酒類稅金	20,000		
市町村別酒類稅金	1,451		
雜支	3,000		
計	61,348		

差引残額 18,255

水道事業特別会計 市債償還について

水道事業起債中本年度繰越された額は才三次、才四次合せて一八七二、四八三円でその中七、八四九、三二二円は執行済み、今回繰上り起債停止の処置による未執行額は一、八七二、一六二円となっておりますがこの未執行分の起債が許可されたものとするに全水道事業の償還は別紙財政計画書に示す通りであります。

(1) 申込予定数及び給水工事

一九五六年六月末の控数は四九五〇控で、本年二月一日現在の控数は六、三〇八控でありますから本年度は既に一、三五八控増加しております本年度目標控数六、二四三控を突破しておりますが、本年度中に更に最少限一、八八八控の増加が予想され一九五八年度に三七〇控、一九五九年度に二四八控、一九六〇年度に二六八控、一九六一年度以降は五控以上の増加が見込まれます。

(2) 目標予定数について

目標予定数を本年度二月以降一九六〇年度迄に一、三二六控と致しましたのは現在の既設区域内における増加を見込んだからで本年の増加数は減っていくわけがあります。

しかしながらこれは健全なる財政を確保上からの極く控えめな目標予定数であり配管布設工事の続行によりまして急激な増加が見込まれることは言うまでもありません。

以上説明致しました通り今後の最低予定控数一、三二六控で充分起債の円滑なる償還が可能でありますばかりでなく財政計画書に示す通り新水源池開発に伴う銀行借入金も予想してその分の償還も充分に行い得るものであります。

營業主益(收入)内訳

※註参照

年度 月別	1957		1958		1959		1960		1961		1962		1963		1964		1965		1966	
	加入 株数	年度内 收入金額	加入 株数	年度内 收入予定額	加入 株数	年度内 收入予定額	加入 株数	年度内 收入予定額	加入 株数	年度内 收入予定額	加入 株数	年度内 收入予定額	加入 株数	年度内 收入予定額	加入 株数	年度内 收入予定額	加入 株数	年度内 收入予定額	加入 株数	年度内 收入予定額
7	(240) 5,170	3,033,342	110	(283,800) 3,283,800	24	(61,920) 3,581,920	24	(61,920) 3,561,920	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480
8	(233) 5,403	3,062,357	110	(260,150) 3,543,950	24	(56,760) 3,618,680	24	(56,760) 3,618,680		"		"		"		"		"		"
9	(192) 5,615	3,154,265	110	(236,500) 3,780,450	20	(43,000) 3,661,680	20	(43,000) 3,661,680		"		"		"		"		"		"
10	(180) 5,785	2,916,084	60	(116,100) 3,777,650	20	(48,700) 3,700,380	20	(48,700) 3,700,380		"		"		"		"		"		"
11	(198) 5,999	3,091,224	10	(17,200) 3,913,750	20	(24,400) 3,734,780	20	(24,400) 3,734,780		"		"		"		"		"		"
12	(206) 6,175	3,319,268	10	(15,050) 3,928,800	20	(20,100) 3,764,880	10	(15,050) 3,749,830		"		"		"		"		"		"
1	113 3,145,770	(45,770) 3,145,770	10	(12,900) 3,941,700	20	(25,800) 3,790,880	10	(12,900) 3,762,730		"		"		"		"		"		"
2	105 3,258,645	(12,875) 3,258,645	10	(10,750) 3,952,450	20	(21,500) 3,812,180	10	(10,750) 3,773,480		"		"		"		"		"		"
3	105 3,328,945	(8,300) 3,328,945	10	(8,600) 3,961,050	20	(17,200) 3,828,280	10	(8,600) 3,782,080		"		"		"		"		"		"
4	105 3,416,670	(6,725) 3,416,670	10	(6,450) 3,967,500	20	(12,900) 3,842,280	10	(6,450) 3,788,530		"		"		"		"		"		"
5	105 3,261,820	(45,150) 3,261,820	10	(4,300) 3,971,800	20	(8,600) 3,852,880	5	(2,150) 3,790,680		"		"		"		"		"		"
6	110 3,485,470	(23,650) 3,485,470	10	(2,150) 3,973,950	20	(8,300) 3,855,180	5	(1,075) 3,791,755		"		"		"		"		"		"
計	6,825	38,694,066	7,208	46,115,750	7,556	45,022,900	7,728	44,716,525	7,728	42,149,760	7,734	42,149,760	7,738	42,149,760	7,744	42,149,760	7,748	42,149,760	7,754	42,149,760

料金は増加株、1株1円 2/5月
1961年以降は 2/8月

營業主益(收入) 内訳

年度 月別	1967		1968		1969		1970		1971		1972		1973		1974		1975		1976	
	加入 控数	年度内 収入予定額	加入 控数	年度内 収入予定額	加入 控数	年度内 収入予定額	加入 控数	年度内 収入予定額	加入 控数	年度内 収入予定額	加入 控数	年度内 収入予定額	加入 控数	年度内 収入予定額	加入 控数	年度内 収入予定額	加入 控数	年度内 収入予定額	加入 控数	年度内 収入予定額
7	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480	5	(12,480) 3,512,480
8		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
9		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
10		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
11		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
12		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
1		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
2		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
3		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
4		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
5		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
6		"		"		"		"		"		"		"		"		"		"
計	2759	42,149,760	2764	42,149,760	2769	42,149,760	2774	42,149,760	2779	42,149,760	2784	42,149,760	2789	42,149,760	2794	42,149,760	2799	42,149,760	2804	42,149,760

營業主益(收入) 内訳

年度 月別	1977	
	加入 社数	年度内 収入予定額
7	5	(12,480) 2,572,480
8		"
9		"
10		"
11		"
12		"
1		"
2		"
3		"
4		"
5		"
6		"
計	7,809	42,148,760

註

一、一九五七年水通事業費内訳は一九五七年年度予算計上分である。

二、一九五七年水通給水工事費四、五五五、二三〇円は本年度増加柱数一八八八柱の材料費四、四四〇、五二〇円を含むものである。一九五八年度は増加予算定数四七〇柱、一九五九年度は二四八柱、一九六〇年度は二六八柱で増加柱数の減少に伴い材料費も減少するから一九五八年度は一九五七年年度の額より減少額一八、三三三円をおとし、二六七、三八七円とし、一九五九年度は一九五八年度から六二、八三三円おとし、二〇六、二〇七、五五四円とし、一九六〇年度は更に二四、四一五円おとし、一九三七、七九二、〇四〇円計上した。一九六一年度は降は夫々五柱免の増加で減少する筈であるが既設給水設備の故障修理の漸増を予想し、一九六一年度より一九六三年年度までは約一名、一九六四年年度以降は二名夫々増加した。

三、人件費は事業拡張及び事業運営の強化を図るため一九五八年度は前年度の六名増、一九五九年度は四名増とし、それ以後は一人一回増減するものから夫々一名乃至二名増して計上した。

四、固定資産保価費は量水器の定期検査修理、配水管の撤去補修等の漸増を見込み一九五八年年度以降夫々二名宛増加した。

五、浄水費の中、主なるものは動力費の二百万円を筆よりの水補償代約二四〇、〇〇〇円があるが、水源の問題が解決した際はその水補償代を新動力費で充てるものとして各年度算定した。その他、動力機械、諸計器の維持費、浄水用薬品の使用、漸増等の理由から一九五八年度は四名、一九五九年度は三名、一九六〇年度以降は夫々一名増とした。

六、既設配水施設の維持とポンプ場施設の強化のため一九五八年度は四名、一九五九年度は三名、一九六〇年度以降は夫々一名増とした。

七、総務費は水道事業諸般の管理の合理化を發揮するため設備の改善と事務組織の強化を図るため一九五八年度は五名、一九五九年度は四名、それ以後は約一名と夫々増加計上した。

工事投益内訳

年度	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
給水工事費	944,000	1,850,000	1,240,000	84,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
設計手数料	94,400	18,500	124,000	8,400	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
計	1,038,400	2,035,000	2,364,000	92,400	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750

年度	1974	1975	1976	1977
給水工事費	2,500	2,500	2,500	2,500
設計手数料	250	250	250	250
計	2,750	2,750	2,750	2,750

内訳

- 1957年度 給水工事費 1,000栓の1件につき 500円の割
設計手数料 50円 " 944,000円
94,400円
 - 1958年度 給水工事費 370栓の1件につき 500円の割
設計手数料 50円 " 1,850,000円
18,500円
 - 1959年度 給水工事費 240栓の1件につき 500円の割
設計手数料 50円 " 1,240,000円
124,000円
 - 1960年度 給水工事費 160栓の1件につき 500円の割
設計手数料 50円 " 84,000円
8,400円
 - 1961年度 給水工事費 50栓の1件につき 500円の割
設計手数料 50円 " 2,500円
250円
- 以後同じ

水道事業費内訳 1957年度 - 1977年度

年度	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966
人件費	9,960,240	10,557,854	10,980,168	11,157,386	11,291,080	11,517,035	11,650,841	11,903,637	12,097,770	12,245,361
浄水費	3,496,050	3,535,977	3,672,850	3,709,679	3,746,690	3,794,156	3,801,977	3,955,684	4,013,041	4,062,000
配水費	1,140,750	1,185,380	1,221,971	1,234,190	1,246,340	1,261,321	1,258,894	1,300,241	1,319,224	1,335,316
固定資産費	229,960	224,859	229,250	240,924	243,092	245,666	247,977	252,936	256,527	259,630
給水工費	4,555,220	4,673,897	4,862,075	4,973,660	4,953,316	4,955,895	4,958,744	5,106,762	5,127,299	5,183,053
総係費	588,170	599,930	623,927	630,166	649,931	653,640	660,176	673,279	683,725	692,608
計	19,970,400	20,518,591	20,800,341	20,910,005	21,130,629	21,427,629	21,517,629	21,812,629	22,007,598	22,157,273

年度	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977
人件費	12,293,530	12,547,015	12,687,740	12,835,437	12,981,760	13,128,453	13,275,491	13,422,548	13,569,473	13,716,393	13,863,521
浄水費	4,111,150	4,158,428	4,207,081	4,255,833	4,273,760	4,322,480	4,370,891	4,419,844	4,468,042	4,516,218	4,564,257
配水費	1,351,476	1,367,558	1,383,558	1,399,607	1,435,422	1,451,498	1,467,754	1,484,267	1,500,220	1,516,721	1,533,230
固定資産費	262,745	265,635	268,740	271,859	275,665	278,780	281,900	285,031	287,881	290,471	292,794
給水工費	2,189,225	2,215,276	2,241,119	2,267,115	2,292,960	2,318,870	2,344,564	2,370,014	2,395,714	2,421,257	2,446,599
総係費	699,077	709,292	718,965	727,364	747,638	757,124	765,603	774,101	777,825	829,645	824,882
計	21,007,205	21,257,205	21,507,205	21,757,205	22,007,205	22,257,205	22,507,205	22,757,205	23,007,205	23,257,205	23,507,205

區區整理事業特別会計市債償還について

區區整理事業に於いては六ヶ年継続事業で実施すべく立案し、一九五五年度に銀行より三回に亘り金八三、四七四、〇〇〇円の起債を受け、現在まで事業を実施して来ましたが、その執行状況を説明致しますと、

収入に於いては、別紙調書(三)の通り一九五五年度より一九五七年度十二月末日現在で、借費地処分収入として五、〇一九、一三五円となっております。これは借費地総坪数三六、九八六坪、六合四勺の内、二、四三坪一勺が処分収入であり、坪当り四四、一三円となっております。

一般会計 繰入金八九、〇九三円は現在までの繰入金であり、借入金五三、七三七、五四四円は現在までの銀行起債による借入金であり、雑収入六七三、七三〇円は、一九五五年度より現在までの雑収入であります。以上収入合計に於いては、一、五四九、四三、八八円三〇銭となっております。

支出に於いては、工事費五九、九四六、〇八九円、人件費九、〇三九、九九八円、事務費四、七六八、八四四円、市債償還金として、元金二六、四七四、〇〇〇円、利息一、九七九、八六五円六〇銭、計一八、四三三、八六五円六〇銭が支出済みで、現金残高としてあります。

今般事業完了までに要する収入支出計息を説明致しますと、収入に於いては、借費地処分収入として七六、七三三、八九〇円見込となっておりますが、これは未処分借費地坪数二五、五七四坪、六合三勺を坪一、三、〇〇〇円の見積りですが、現在までの処分実績より見ますと、取込額を見込みにしました。

増換地未清算一六、一九三、四六〇円は、増換地坪数五、三九七坪、八合二勺を坪一、三、〇〇〇円で清算すべく計息してあります。一般会計繰入金三、五七七、三九九円は当初四、四六八、三二六円を繰入小るべく計上してあります。現在までに八、九〇、九三七円繰入小あり、残りの三、五七七、三九九円は清算時に繰入小く見込すべく計息してあります。市債未借入金二、九七三、六四六円は起債額八、三、四七四、〇〇〇円に付する

未借入金があります。

現金一三、二八五、四五一円三〇銭は前述しました現在までの収入支出残高とあります。昨年十二月二十七日の融資打切りにより凍結現金として九四八、三九九円と手持現金三八六七、三三二円三〇銭であります。

これにより収入計息は、於いては一三九、五二六、六九六円三〇銭となっております。

支出計息は、於いては工事費支出予定額として三六、五五三、二八一円、人件費一〇、五〇〇、〇〇〇円、事務費一〇、七三四、八九三円六〇銭、市債未償還金として七九、三三五、五〇八円と支出合計一三七、一〇三、六八二円六〇銭となっております。

以上現在及び今後の収入支出状況を説明致しました。結局事業完結時に於いては、二四、三〇三、七〇七円七〇銭の余裕残高があることになり、りますか。この計息は収入に於いては、前述の如く、借費地処分を以て最優類を見込んたあり、実際には現在の実績からみて、見積額以上に処分出来たものと予想されます。

この点で申し述べました如く、充分に銀行融資の償還が可能であると言ふことは明らかであります。

尚現在まで計息致しました根本的問題として、地主提供による減歩率三割の線とまゝ依続行へて行きます。

以上正息整理事業、市債償還についての説明と致します。

(1) 土地區画整理事業継続予算執行状況調書

工事名	執行見込額	55年度執行額	56年度執行額	57年度執行額	合計執行額	%	未執行額	%
上下泉工事區	6,097,294.00		2,018,193.00	2,415,862.00	4,434,055.00	72.7	1,663,239.00	27.3
久茂地	6,213,236.00		4,049,158.62	2,611,910.00	4,310,349.62	69.3	1,902,886.38	30.7
前島	12,311,564.00	841,900.00	7,145,135.38	973,000.00	8,960,035.38	72.7	3,351,528.62	27.3
高橋	3,062,170.00		704,000.00		704,000.00	22.9	2,358,170.00	77.1
常元寺	8,102,708.00		840,000.00	2,470,365.00	3,310,365.00	40.8	4,792,343.00	59.2
松下	4,524,372.00		1,742,571.00	724,933.00	2,467,504.00	54.5	2,056,868.00	45.5
松山	3,980,630.00		951,435.00	2,271,972.00	3,223,407.00	80.9	757,223.00	19.1
高港	7,408,758.00		440,000.00	993,208.00	1,433,208.00	19.1	6,035,550.00	80.9
東	4,171,874.00		588,441.00	474,242.00	1,062,683.00	25.4	3,109,191.00	74.6
辻	9,783,232.00	2,022,947.00	2,400,642.00	1,182,876.00	5,606,465.00	57.3	4,176,767.00	42.7
天妃	5,873,388.00		3,074,000.00	2,392,610.00	5,466,610.00	93.0	406,778.00	7.0
若狭	11,331,419.00	4,980,383.00	174,000.00	2,033,156.00	7,187,539.00	63.4	4,143,880.00	36.6
久米	5,095,744.00		1,270,417.00	2,674,000.00	3,944,417.00	77.4	1,151,327.00	22.6
橋梁費	600,000.00						600,000.00	100
泊港前島工事區	2,618,500.00	2,618,500.00			2,618,500.00	100		
渾原	5,264,481.00	3,152,998.00	2,063,953.00		5,216,951.00	99	47,530.00	1
計	96,499,370.00	13,616,728.00	27,461,946.00	18,867,415.00	59,946,089.00	61.2	36,553,281.00	38.8

費目	執行見込額	55年度執行額	56年度執行額	57年度執行額	合計執行額	%	未執行額	%
人件費	19,539,998.00	2,861,525.00	4,141,187.00	2,637,286.00	9,639,998.00	46	10,500,000.00	54
職員給料	14,493,419.00	2,861,525.00	2,650,322.00	981,572.00	6,493,419.00	44	8,000,000.00	56
諸手当	5,046,579.00		1,490,865.00	1,055,714.00	2,546,579.00	50	2,500,000.00	50
事務費	15,493,778.00	1,114,698.40	2,557,947.90	1,096,238.10	4,768,884.40	30.7	10,724,893.60	69.3
事務費	15,493,778.00	1,114,698.40	2,557,947.90	1,096,238.10	4,768,884.40	30.7	10,724,893.60	69.3
公債費	9,774,373.60	4,118,500.00	6,980,522.20	11,061,493.40	18,453,865.60	19.3	7,932,508.00	80.7
元金	8,347,400.00		6,346,606.80	10,127,393.20	16,474,000.00	19.7	6,700,000.00	80.3
利息	14,305,373.60	4,118,500.00	633,915.40	934,100.20	1,979,865.60	16.5	12,325,508.00	82.5
合計	22,937,519.60	18,004,801.40	41,141,603.10	33,062,432.50	92,208,837.00	40	137,103,682.60	60

(2)

工率區別替資地明細調查

工事區	總坪數	割合可能坪數	平均單価	売却見込額	売却坪數	売却済額	売却済及見込總額	備考
泊港前島	1,666.78				1,666.78	5,328,323.00	5,328,323.00	
滑原	2,648.99	63.24	3,000.00	189,720.00	2,585.75	8,015,825.00	8,205,545.00	
辻	3,875.39	1,649.05	3,000.00	4,947,150.00	2,226.34	9,578,710.00	14,525,860.00	
若狭松山	3,250.31	2,229.64	3,000.00	7,018,920.00	910.67	4,753,397.00	11,772,317.00	
上下泉	4,057.22	3,320.20	3,000.00	9,960,600.00	737.02	5,061,840.00	15,022,440.00	
東	4,584.84	4,075.84	3,000.00	12,227,520.00	509.00	3,546,400.00	15,773,920.00	
商港	5,180.91	4,305.46	3,000.00	12,916,380.00	575.45	2,799,640.00	15,716,020.00	
天妃	818.75	594.75	3,000.00	1,784,250.00	224.00	1,634,400.00	2,818,650.00	
久米	3,213.74	2,926.74	3,000.00	8,780,220.00	287.00	2,231,000.00	11,011,220.00	
久茂地	900.00	362.00	3,000.00	1,056,000.00	548.00	3,736,000.00	4,792,000.00	
崇元寺	5,028.51	4,277.51	3,000.00	12,832,530.00	751.00	3,577,000.00	16,409,530.00	
高橋	1,412.84	1,412.84	3,000.00	4,238,520.00			4,238,520.00	
前島	348.36	257.36	3,000.00	772,080.00	91.00	696,000.00	1,468,080.00	
計	36,986.64	25,574.63		76,723,890.00	11,412.01	50,358,535.00	127,082,425.00	

増換地	5,397.82		3,000.00				16,193,460.00	
總計							143,275,885.00	

(3) 區區整理事業第一地區財源調書

項目	種別	金額	負債	金額
未処分借入金	($2,557,463$ 円)	76,723,890.00	工事費支出予定金	36,553,281.00
増設地未清算	($53,998,279$ 円)	16,193,460.00	人件費	10,500,000.00
一般会計繰入金		3,577,398.00	事務費	10,724,893.60
市債未借入金		29,736,496.00	市債未償還金(元金)	67,000,000.00
現金		13,285,451.30	" (利息)	12,325,568.00
手持現金		3,869,232.30		
凍結現金		9,418,219.00		
計		139,516,696.30	計	137,103,682.60
			残高	2,413,013.70

収入支出調書 1958年12月27日現在

収入	金額	支出	金額
借入金(市債)	53,737,504.00	工事費	59,946,089.00
雑入	6,737,200.30	人件費	9,039,998.00
		事務費	4,768,884.40
		市債償還金(元金)	16,474,000.00
		" (利息)	1,979,865.60
計	105,474,288.30	計	92,208,837.00
		残高	13,285,451.30

(4) 工事期間(続行に完成まで) 6ヶ月間

(5) 各工事區別換地地積調書

1957年1月11日

工事區名	公 共 用 地				公共用地計	換 地			公共用地積計	合計
	道路地積	水路地積	公利地積	綠地地積		權利地積	適及減渡	替費地		
上下泉	13,937.57	1,752.0	1,145.54		14,227.31	27,073.47	4,371.0	4,051.22	31,567.79	45,795.10
東	9,303.60		2,594.5	316.10	9,879.15	17,251.66	1,191.1	4,584.84	21,955.61	31,834.76
那霸商港	25,404.80		4,347.0		25,839.50	52,813.37	9,446.6	5,180.91	58,908.74	84,748.24
辻	14,875.04		4,178.7	1,152.28	16,945.19	29,616.34	760.65	3,875.39	34,252.38	51,197.57
天妃	7,630.29			92.03	7,722.32	22,559.12	734.77	818.75	24,112.64	31,834.96
(松山合志) 若狹	23,133.59		4,645.11	1,726.26	29,505.06	62,756.61	-1,540.16	3,250.31	64,466.76	93,971.82
久米	8,769.95	1,526.1	3,585.9	291.00	9,572.21	18,493.95	1,122.36	3,213.74	22,830.05	32,402.26
松下	4,559.23			339.45	4,898.68	15,306.74	-20.37		15,286.37	20,185.05
海原	9,983.19	522.00	3,006.5	342.75	11,148.59	19,116.54	-342.62	2,648.89	21,422.91	32,571.50
久米地	15,003.51	3,314.10	3,895.8	775.53	19,482.72	25,873.80	674.00	900.00	27,447.80	46,930.52
泊港前島	6,605.23	569.20		330.65	7,504.88	16,161.91	-907.26	1,666.78	16,921.43	24,426.31
崇元寺	14,237.24		608.94	105.00	14,951.18	35,439.25	560.05	5,028.51	41,027.81	55,978.99
高橋	4,510.76		138.60	137.81	4,787.17	13,066.03	2,415.10	1,412.84	16,893.97	21,681.14
前島	15,217.51		510.95	427.69	16,156.15	36,762.95	470.63	348.36	37,581.94	53,738.09
計	173,171.31	4,733.17	8,678.98	6,036.65	192,620.11	392,291.74	5,397.82	36,986.64	434,676.20	627,296.31

1100000000

一九五七年二月

事業別市債貸付指令調書

財政部

一般會計
事業別市債貸付指令調書

才一次都市計画事業債

認可日 一九五三年二月十日

認可額 五、七八〇、〇〇〇円

償還年限 一〇年(据置期間を合む)

(一九五四年四月十四日附五〇五年を十〇年と延長)

据置期間及び償還方法 半年据置 半年賦償還

利率 年五%

特別条件

- a. 琉球銀行總裁の承認を得た場合の外は、総て公開入札に附すること
- b. 落札工事額が本工事査定金額より低額となりたる場合は落札工事額を以つて工事額とし、不足額を貸付する
- c. 市有地処分計画は一括して五八年迄市会の議決を得ること
- d. 市有地を処分せんとする場合、琉球銀行總裁の承認を得ること
- e. 泊理立地が市有地となる旨の單(民政府)の正式認可指令を確認の上、貸出を進捗すること
- f. 都市計画実施に伴い、今後工事費に対し政府より補助金又は現物支給がある場合は、貸付決定額より控除の上、減額貸付するものとす
- g. 本工事を一部変更せんとする場合は、琉球銀行總裁の承認を受け、必要と認めれば、本貸付金の貸出方法は、工事費支払計画に伴つて、同様に分割して貸出する
- h. 以上の条件を確定し、実行せざる為、債権保全上必要と認めらるる場合は、償還期限前にかゝらず、直ちに債務の全額又は一部を年償せしめるものとす

泊港南岸埋立事業債

認可年月日 一九五四年四月十四日

認可額 二〇、五〇〇、〇〇〇円

償還年限 一〇年(据置期間を合む)

据置期間及び償還方法 半年据置 半年賦償還

利率 年五%

特別条件

- a. 琉球銀行總裁の承認を得た場合、公開入札に附すること
- b. 市有地を処分するとき、琉球銀行總裁の承認を得ること
- c. 泊港南岸埋立地A地区及びB地区は埋立完了保証保以差入小抵当権認定登記すること

安里川下流改修工事債

〇〇〇〇〇〇〇〇

認可年月日 一九五五年五月十六日

貸付認可金額 七九九〇、〇〇〇円

償還年限 三ヶ年(半年据置期間を含む)

据置期間及び償還方法 半年据置 半年賦償還

利率 年五%

持別条件

- a. 行政府の起債認可指令及び民政府の埋立認可指令等提出のこと
- b. 本件工事は総て公開入札に附すること
- c. 工事契約が申請工事費より低額の場合は概算貸付のこと
- d. 市有地を処分した時はその都度処分報告書提出のこと
- e. 本件借入金の償還が完了するまで毎年度予算書を受託者に提出すること

4. 市営住宅建設事業債

認可年月日 一九五六年四月十六日

貸付認可額 三三、六一、〇〇〇円

償還年限 二〇ヶ年(据置期間を含む)

据置期間及び償還方法 半年据置 半年賦償還

利率 年四%

持別条件

- a. 貸付金交付方法
 - 才一回 基礎工事完了検査後 三〇%
 - 才二回 屋根工事完了検査後 四〇%
 - 才三回 工事竣工検査、低当収放定置完了後 三〇%
- 資金交付は工事検査を完了するから各工事の完了、終了次第漸次送付下す。
- b. 借主及び連帯人の印鑑は才面交付金受領の際御持参下さい
- c. 本件借入金の償還金は毎年度一般会計予算に計上し、返済終了時迄一般会計予算書を受託者に提出すること、但し市営住宅の繰上は優先的に本借入金の償還に充てること
- d. 尚剰余の金は将来の公営住宅建築の自己資金にすること
- e. 本件工事は公開入札に附すること
- f. 工事落札価額が査定額より低い時は落札価額により査定すること
- g. 本借入金による建物への入居者は当行立会の上選定すること
- h. 敷地は担保に徴すること

5. ちつみ橋前島町間道路工事債

認可年月日 一九五六年二月二十五日

貸付認可額 五、六〇〇、〇〇〇円

〇〇〇〇〇〇〇〇

償還年限及利率 二〇〇〇年(振置期間を含む)、年四%
振置期間及償還方法 半年振置、半年賦償還

条件

- a. 初回貸付までの政府補助金指令書を提出すること
- b. 本借入金に依る工事は公開入札とする
- c. 落札価額が査定価額より低い時は落札価額により減額する
- d. 本借入金の償還金は毎年一般会計予算に計上し、毎年歳入算書に提出すること
- e. 工事見積書提出のこと

6. バスターミナル建設工事債

認可年月日

一九五六年六月二十九日

貸付認可額

三六、六〇六、〇〇〇円

償還年限及利率

二〇〇〇年、年四%

振置期間及償還方法

振置なし、半年賦償還

条件

- a. 本借入金を以て建設する建物は竣工後滞りなく担保差入手続が完了すること
- b. 本件工事に対する貸付金は認可された金額を最高とする。但し入札日より落札金額が査定額より低くなる場合は落札額を以て査定する
- c. 本件工事は公開入札とする
- d. 本件借入金の償還金は毎年歳入算に計上すること
- e. ガソリンスタンドは市の直営とする
- f. 建物の基礎設計及び交通様式については建築着工後先んずり那覇市バス協会、琉球政府及び民政府の代表者から一九五六年六月二十八日に開いた会議で民政府代表の提出した基準に一致する様、綜合設計図及び交通様式の修正に十分を考慮を払うこと

7. 泊ポートターミナル建設事業債

認可年月日

一九五六年十一月九日

貸付認可額

五、二六〇、〇〇〇円

償還年限及利率

二〇〇〇年、年四%

振置期間及償還方法

半年振置、半年賦償還

条件

- a. 本借入金を以て建築する建物は竣工後担保差入手続が完了すること
- b. 落札額が査定額より低い場合は落札額を以て査定し、超過し

在場合は自己財源によること
 C. 本件は公開入札に附すること
 D. 本件借入金。償還金は毎年予算より上ること
 E. 貸付金の交付方法
 才二回 基礎工事完了後 三〇％
 才三回 屋根工事完了検査後 四〇％
 才三回 工事竣工検査 低着収定登記後 三〇％
 資金の交付は毎工事検査を以てすべし各工事の完了次第に
 連絡下さい。
 借主及び連帯人の印鑑は才二回交付金受領の際捺す下す。

水道事業特別会計

ノ、才一次水道事業債
 認可年月日 一九五三年二月十日
 認可額 一五、二〇〇、〇〇〇円
 償還年限及利率 一〇年(据置期間を含む)、年五％
 据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還
 特別条件 一般会計才一次都市計画事業債に同じ

ニ、才二次水道事業債
 認可年月日 一九五四年六月九日
 認可額 九、六七三、〇〇〇円
 償還年限及利率 一〇年(半年据置を含む) 年五％
 据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還
 特別条件
 A. 琉球銀行総裁の承認を得た場合の外は工事はすべて公開入札に附すること
 B. 工事入札の都合、その結果を琉球銀行へ報告すること
 C. 本件借入金の償還に差支を有する毎、毎年一般会計予算書に
 水道特別会計予算書を提出すること

三、才三次水道事業債
 認可年月日 一九五五年五月十八日
 認可額 一三、五〇〇、〇〇〇円
 償還年限 一〇年(据置期間を含む)
 据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還
 利率 年五％
 特別条件
 A. 工事は総て公開入札に附すること

ハ、落札額が見積額より低い時は落札額を以て査定し減額貸付する。

本件に關し償還終了までは毎年予算書を提出すること。

イ、才四次水道事業債

認可年月日 一九五六年二月二十七日

認可額 三、五〇〇、〇〇〇円

償還年限及利率 二〇ヶ年（据置期間を含む）年四%

据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還

特別条件

ア、工事はずべて公團入札に附すこと

イ、落札額が見積額より低い時は落札額を以て査定し減額貸付する。

本件に關し償還終了までは毎年予算書を提出すること

水道事業よりの収益金は該事業の運営に支障を来たさなき限り

年度末において復金よりの債務の償還に充てられ、期限を繰上げら

エ、才五次水道事業債

認可年月日 一九五六年四月二十五日

認可額 一、二一九、〇〇〇円

償還年限及利率 二〇ヶ年（据置期間を含む）年四%

据置期間及償還方法 三年据置、半年賦償還

特別条件

才四次水道事業債と同じ

土地区画整理事業特別会計

イ、才一次土地区画整理事業債

認可年月日 一九五四年七月二十日

認可額 一、六四七、〇〇〇円

償還年限及利率 三ヶ年（据置期間を含む）年五%

据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還

特別条件

ア、本件工事は総て公團入札に附すこと

イ、替黄地を処分するときは琉球銀行總裁の承認を得ること

三ヶ年分割払により売却する替黄地は担保として提供し抵当

取扱定登録を有すること

本件借入金返済が完了するまで毎年な予算書を琉球銀行

に提出すること

乙、才二次土地區画整理事業債

認可年月日

一九五五年五月十八日

認可額

六七、〇〇〇、〇〇〇円

償還年限及利率

五十年（据置期間を合志）、年五%

据置期間及償還方法

半年据置、半年賦償還

特別条件

- a. 本件工事は既に公開入札に附すこと
- b. 本件借入金金の償還完了まで毎年夜予算書提出すること
- c. 借入地処分した場合はその都度受託者に報告すること
- d. 本件の貸出は入札額を以て査定し貸出すること
- e. 借入金金の償還金は毎年夜予算書提出の部以外優先として計上すること
- f. 自己資金金分の借入地処分が出来る迄工事費は全額借入金で充てること

融才一〇

一九五六年四月九日

那覇市長 殿

復金部長 印

拜啓 春賑の限費下益、御清業の段御欣び申し上げます。
 扱 三月十七日附那登一〇三二号による民政寮特別補助金の
 交付申請の件に就きましては、下記通り交付を致すことと
 なりまされたので御通知申し上げます。

記

敬具

- 一、本資金は市債による工事又は他の工事へ流用しない旨念記置
出のこと
- 二、本件工事は公開入札に附すこと
- 三、工事着札価格が施行計画額より低いときは、着札価格により交
付する。

〇〇〇〇〇〇〇〇

一九五七年二月

會計別款別總括表

財政部 50

1957年度那覇市歳入予算款別總括表

1957年2月7日現在

款 別	予 算 額	備 考
市 税	40,066,638	本年及分 35,117,775円、過年度分 2,802,551円、滞納繰越分 2,146,282円。
市町村財政調 整交付金	2,034,791	
公道企業及び 財産収入	25,847,528	採石事業収入 1,512,000円、基本財産収入 835,150円、普通財産収入 4,975,077円、期産売却代金 38,522,001円
分担金及び負担金	1,400,002	受益者分担金
关 役 及 規 品	-	
使用料及び手数料	19,210,836	市場使用料 4,599,997円、港湾施設使用料 9,444,708円、市場使用料 404,460円、雑費使用料 2,044,400円、重機具使用料 800,000円、手数料 1,917,271円。
政府支出金	22,720,431	政府補助金 13,875,285円、政府交付金 74,400円、民政府(算)補助金 69,770,736円
寄 附 金	1,000,001	沖縄体育協会小寄附
繰 入 金	738,711	水道事業特別会計繰入金
繰 越 金	5,211,537	前年度より繰越
雑 収 入	5,624,253	単使用地収入 5,051,751円、延滞金 400,000円、その他 142,502円
市 債	25,144,972	和19-31建設債 5,260,000円、土木債 5,600,000円、1529-31建設債 37,436,945円、住宅建設債 26,848,027円
合 計	279,997,752	

1957年度那霸市歳出予算款別総括表

1957年2月7日現在

款別	予算額	備考
1. 議会費	2,399,820	人件費 3,578,402円 物件費 676,518円、その他 145,000円 560,022円
2. 役所費	22,576,315	人件費 24,390,257円 物件費 2,591,871円、研修費 265,695円、広報費 353,470円、調査費 315,000円、その他
3. 消防費	3,655,643	人件費 2,657,842円 物件費 936,566円、その他 61,235円
4. 土木費	110,686,140	道路維持費 4,041,994円、道路新設費 63,255,403円、橋梁新設費 16,011,044円、河川費 25,673,332円、採石事業費 956,340円、その他 746,947円
5. 都市計画事業費	4,516,151	都市計画費 248,134円、街路樹事業費 1,500,000円、調査費 642,800円、公園事業費 6,561,652円、バス-ミナル建設費 27,436,945円、その他 94,620円
6. 港湾費	13,797,172	運営費 421,216円、港湾施設費 2,243,000円、ボート-ミナル建設費 11,322,356円
7. 社会福祉施設費	37,799,148	生活保護費 886,608円、児童福祉費 299,160円、看護事業費 228,395円、社会教育費 318,645円、失業対策費 399,160円、補助金 1,612,000円、その他 698,900円、体育施設費 6,530,000円、住宅管理費 497,583円、住宅建設費 26,248,027円、職業補導所費 309,680円
8. 保健衛生費	4,618,030	伝染病予防費 395,990円、汚物掃除費 2,783,244円、屠場費 402,296円、その他 36,500円
9. 産業経済費	4,661,844	市場管理費 1,421,642円、貿易振興費 395,590円、商業振興費 256,605円、工業振興費 848,525円、観光振興費 50,000円、農業振興費 575,775円、林業振興費 151,524円、水産振興費 558,627円、共進会費 72,205円、その他 121,350円
10. 財産費	1,904,738	
11. 選挙費	679,522	
12. 公債費	10,972,479	
13. 諸支出金	2,521,730	徴収費 946,000円、通年度支出金 1,233,144円、負担金及補助金 325,586円、その他 7,000円
14. 戸籍整備費	1,561,920	
15. 予備費	700,000	
合計	271,717,150	

1957年度 那霸市水道事業特別會計 收入預算總括表

1957年 2月 26日現在

款 項 別	予 算 額	附	款
1. 水道事業收入	22,322,987		
1. 營業收益	22,237,771	1. 營業主益 22,237,770 ^円	2. 營業雜益 1 ^円
2. 附帶事業收益	1,905.00		
3. 營業本收益	6,390.25	1. 受取利息 1 ^円 2. 雜收入 6,389.25 ^円	3. 不用品売却益 140.00 ^円 4. 繰越金 6,250.25 ^円
2. 資本收入	12,720,424		
1. 資本收入	12,720,424	1. 企業債 12,720,423 ^円	2. 補助金 1 ^円
收入合計	56,053,471		

0
8
0
0

1957年度 那霸市水道事業特別會計支出預算總括表

1957年2月 日理花

款	項	別	予	算	額	内	容	
1	水道事業費		23,594,861					
	1	經營費	1,842,658			1. 淨水費 6,268,797円	2. 配水費 2,253,840円	3. 固定資産保存費 427,539円
	2	附帶事業費	7,236,034			1. 給水工事費 7,236,034円		
	3	一般管理費	3,898,080			1. 総務費 3,898,079円	2. 減価償却費 1円	
	4	營業外費用	3,618,089			1. 支払利息 2,897,286円	2. 下水道調査費 354,003円	3. 雑支出 366,800円
2	建設改良費		2,951,644					
	1	水道改良費	2,951,644			1. 配水施設費 3,920,528円	2. 淨水施設費 362,800円	3. 資産購入費 1,509,901円
						4. 水源涵養費 3,498,225円	5. 水質調査費 226,000円	
3	企業債償還金		2,800,875					
	1	企業債償還金	2,800,875					
4	繰出金		736,711					
	1	繰出金	736,711					
5	予備費		209,380					
	1	予備費	209,380					
	支出合計		56,853,471					

1957年度那霸市土地區畫整理事業特別會計歲入歲出預算總括表

款別	預算額	說明	明
1款 替換地租	130,920,248.50		
2款 繰入金	1,000		
3款 雑入	1,000		
4款 市債	29,736,496.00		
歲入合計	160,656,746.50		

款別	預算額	說明	明
1款 區畫整理費	116,978,563.70	職員費 6,700,356.70 (職員給 34,155,573.14, 旅費 25,728.14, 諸手当 1,575,808.14) 需費 1,509,598.70, 渉外費 1,23,649.14 事業費 110,278,096.14 (道路及整地費 105,099,132.14, 標石埋設費 1,260,000.14, 測量設計費 2,652,216.14, 清算事務費 173,447.14, 建物移転費 1,092,501.14) 借借費 101.14	
費	43,186,710.80	元金 34,602,519.20, 利子 8,583,551.14	
	49,211,221.00		
	160,656,746.50		

那覇都市計画土地區画整理地区内の

日本國有地及び沖繩果有地の処置について

琉球に於ては一九五三年八月十七日附立法第三十四号を以て都市計画法が公布され即日施行せられました。この法規内容は日本に於て昭和二十九年五月二十日法律第百拾九号及び第百拾号を以て公布せられた土地區画整理法及び土地區画整理法施行法を以て一部改正せられた以前迄施行せられていた都市計画法の内容と殆んど同様のものであります。日本に於て土地區画整理法施行以前に施行せられていた特別都市計画法に相当するものな法規は琉球に於ては公布されておりません。

又土地區画整理法のような単独法も施行されていない現状であります。従つて土地區画整理の施行に關しても日本の都市計画法の諸条項と全く同趣旨を以て規定せられその第十三条第一項に於て都市計画区域内に於ける土地についてはその定地としての利用を増進するため土地區画整理を施行することができる旨及び第二項に於て前項の土地區画整理施行に關してはこの立法に別段の定めがある場合の外、耕地整理法を準用する。又第十四条第二項に於て耕地整理法を準用し難い事項に關しては、規則で必要な規定を設けることができる旨等が日本の都市計画法と同様に規定せられております。

那覇市に於ては上記の都市計画法第十四条「都市計画として行政主席の認可を受けた土地區画整理は認可後一年以内にその施行に着手するものがない場合には市町村に都市計画事業としてこれを施行させる。但し災害その他特別の事情により特に急施を必要とする場合には認可後一年内であってもこれを市町村に施行させることができる。」（日本の都市計画法第十三条と同趣旨）の規定中但し書に基き一九五四年十二月二十九日附を以て総地積六四一、二六七、三二坪に対し都市計画事業として土地區画整理の施行を命ぜられ鋭意その進捗に努めている現状であ

ります。現在琉球は米國琉球民政府の統治下にあり土地台帳面の日本國有地及び沖繩果有地は米國賦産管理官によって管理せられております。耕地整理法第四十三條の規定によつて同條第一項第一号乃至第三号該当地の土地區画整理編入につき米國琉球民政府の認許を得なければならぬとあり、又耕地整理法第十一條の規定による整理施行によつて不用に歸する道水路敷等の施行者への交付に新設道水路敷の國有地への編入同條項に準じて取扱はれてゐる公共団体所管の道水路（本件では沖繩果所管の道水路敷）の同様処置も又當然米國琉球民政府によつて了承されねばなりません。

然るに同民政府（賦産管理官も含めて）は前段の認許の承諾も後段の新田公共用地の編入交付も共に承認せず區画の変更・地目の変換なども認めません。即ち整理施行によつて不用になつた旧道水路も依然として道水路敷として不整形のまま、残し現に公共の用に供してゐない國果有地もその交換・合合を認めようとしてゐない無理難な状態にあります。

（果有も含めて）の管理官たるのみで処分権（交換・合合・売却等）は無いとしてゐるのであります。認められている唯一の責は新設道水路が当該管理地を通過する場合その部分は道水路として有料で使用することを認めるというのみであります。

別紙添付調書並びに図面に表示する通り國有地は二六筆一四一七三・四二坪果有地は三二筆一八・六四〇・七八坪合計三二、八一四・三〇坪あり國果有道路が縦横に貫通してあります。之が上記の通り耕地整理法第十一條の規定を適要せられず第十條の編入を認められねば焦土と化した那覇市を琉球の首都として都市計画の諸施設を整備実現せしめ定地としての利用と高度に増進せしめる土地區画整理の事業施行が不可能であることは自明であります。

本事業準備着手以來米國琉球民政府に対し屢次に渉る折衝を続けているのでありますが願として諒解を得るに至りません。一方戦後十年自分の土地を所有し乍らその使用を許されなかつた（終戦後直ちに駐留軍によって占居せられ一九五一年以後漸次返還せられ一九五五年ようやく全区域に涉り解放せられた）市民の本地区使用要望の聲は實に切なるものがあります。本市は之に苦肉の一方法として改めて末尾記載の案をもって米國琉球民政府に要望することとして整理施行規程中にこれを定めて本年四月以來これが折衝を続け参りましたが同民政府は前同様の理由を以て今日未だに諒解を得るに至りません。日本統治下であれば全然問題にならず加うるに戦災復興地区區画整理事業として定められた国庫補助も仰ぎ得て本諸都市と同様見るべき復興をみたでありませうが本市の事情は本上に於ては想像も及ばぬ上記のような思はざる障壁も生じて内満なる進捗を阻まれている状態であります。本市の施行する土地區画整理事業は日本政府から行政が切り離されたが故に解決を困難ならしめているともみるべき以上の事情を御了解下されたい。内滑に事業を進捗せしめ得る道を開かれらう。日本政府に於て米軍関係当局との折衝等適切なる方法により御援助をして頂きたくお願い致します。

一九五五年十二月廿日

那覇市長 音田 重剛



参考図書左記添付致します

参考図書

- 一 日本國有地調書 一部
- 一 沖繩果有地調書 一部
- 一 整理予定図 一葉
- 一 國有地果有地表示図 一葉
- 一 国道及県道の整理前後対照図 一葉
- 一 施行規程第十九条による換地と三〇%減歩による換地の対照図 一葉
- 一 換地例説明書（換地總結表添付） 一部
- 一 諸市計畫法 一部
- 一 那覇都市計畫事業戦災復興土地區画整理那覇第一地區施行規程 一部
- 一 日本國有及沖繩果有道路地積調書 一葉



換地例説明書（参考図書参照）

① 国道及県道に就いて

国有道路は耕地整理法第十一条第一項及第二項の明文により処理せられねばならぬものと解する共に県有道路に就いても同様同条文に準じ取扱はられねばならぬものと思考する
（耕地整理法改正参照）

②

国有地及び県有地が既に公用又は公共の用に供している土地はその他供している目的を妨げない範囲で換地する趣旨である施行〇〇程第十七条の規定による設計案

三 A 案

前項以外の一般土地に就いては整理後公共用地（道水路 公園等）に充当する土地は各所有土地の約二五％ 事業費を金銭で買換せしめる替りに所有土地の一部を提供せしめこれを売却して事業費に充当するため売れる土地と約五％（本事業の事業費は全額替賞地処分による 政府補助は皆無で金額が地主買換である）計三〇％を減じて換地を交付し増進価値等の多少の不均衡は金銭清算による設計方法を採る 本案は假に国有地を一般土地と同様の平均三〇％減歩として設計算出した換地案

四 B 案

本案は施行規程第十九条の規定により設計計算した換地案右規定の主旨は請願本文中に記述した通り管理地が公共用地となることは一応認めて（但し有料にて）いる故同該当地は道水路として使用し換地を交付せず該当地以外の宅地となるべき土地のみを対照としこの部分に対しては減歩せず同地積をなすべく原地も含む位置に於て換地を交付する主旨である

〇〇〇〇

五 A業及びB業について

国果有地中現に公用又は公共の用に供してゐない土地は本事業により受ける利益は一般土地新所有者と同様である。単に国果有地であるという理由のみによつて一般土地と違つた標準によつて取扱う根拠はない。即ち国果有地もA業によつて取扱うことが公平を期する所だと思考する。然るに本請願書指申にも記述した通り数次に渉る米國財産管理課との新商に於て国果有地が公共用地(道水路公園敷等)となること(賦課金相対材料)せられたので同該当地以外の土地について本事業の目的たる空地としての利用増進に資するため区画敷賃の受取の承認を止れることのみが(上記の有料を無料に扱はれねばならぬ尚ほ別として)残る問題となり管理課の云う制限を考慮すればB業が承認を得る捷径と思考しB業は施行規程に折込み後の業務を進捗せしめて今日に及んでゐる。

別紙総括表に示す通り事業地総地積六拾四萬餘坪に於て国果有地合計に於て換地となる地積の差引A業B業の差は僅かに二萬餘坪に過ぎない。A業B業何れを採るも土地所有者の利害に重大な影響は及ぼさぬ。以上の理由によりB業を以て事業を進捗せしめてきた今日理論上の正当性を以てあらためてA業を採ることは事業の後退を避けるためのものであり、そのための事業遅延による損失は二萬餘坪の損失に及ぶものであり、よつて土地所有者たる日本政府に於いてはB業を承認せられたらう。

換地の各筆毎に就いては過不足のあるものがあるがこれ等については建築物がある等のため原地のみでは計算通りの地積が得られず、そのための国果有地、果有地果有各々の総地積に於て按配して設計し、総括表の結果としたものである。

管理課を以て管理しているのみを米國財産管理課に對し金銭の徴収又は交付を以て其の土地の清算を行うことは不当と思考されるので国果有地は

行規程第六条の規定により等位及評定価額を附せしむる規程第三十條
によつて清算を行はぬ

参考

耕地整理法

第十一條 耕地整理を施行するため国有に屬する道路、提堰、溝渠、
溜池等の全部又は一部を廢止したるにより不用に歸したる土地は無
償にて之を整理施行地の所有者に交付す。
整理施行により開設したる道路、提堰、溝渠、溜池等にして前項
廢止したるものに代るべきものは無償にて之を国有地に編入す。

日本国有地及び沖縄県有地の換地計算総括表

所有者	従前の地積	整理後の 公共用地該当地	計算上換地 すべき地積	計算割当 換地地積	従前の地積 に対する換地 の百分率	説明
日本政府	9706.97 9686.67	坪	坪	9410.25	97.14	施行命令当時(29-12-1954)現在 公用又は公共の用に供した土地(17条該地)
沖縄県	3456.08			3180.48	92.0	同上 (同上)
日本政府	6359.00		4451.23	4450.85	70.0%	普通地 30%減歩による換地(A案)
日本政府	6359.00	01493.14	4865.86	4864.50	76.49	同上 施行規程第19条による換地(B案)
沖縄県	14173.51		9921.36	9921.35	70.0	同上 30%減歩による換地(A案)
沖縄県	14173.51	04463.15	9710.36	9710.36	68.51	同上 施行規程第19条による換地(B案)

9706.97
 6359.00
 16065.97

9686.67
 6359.00
 16045.67

坪地
 3456.08
 14173.51
 17629.59

3456.08
 13881.87
 17337.95

(5-OCT-1955案)

日本國有及冲繩県有道路地積調書

國 有 道 路

添付図表示符号	起 点	終 点	地 積
c	東 町 五 丁 目	旭 橋	977坪
d	政 府 前	通 堂 所	2.600 "
e	收 志 所		1.191 "
合 計			4.768 "

県 有 道 路

添付図表示符号	起 点	終 点	地 積
a	西 新 所	高 橋 所 = 丁 目	8.022坪
b	東 町 四 丁 目	若 狭 所	3.744 "
合 計			11.766 "
總 計			16.534坪

那霸都市計画事業戦災復興土地区画整理那霸第一地区施行規程

第一章 総 則

第一条 行政主席の命令により都市計画事業として那霸市長が施行する戦災復興土地区画整理事業に關し費用負担の方法及び耕地整理法に基く規約に代るべき必要事項は本規程の定めるところに依る。

第二条 本地区は那霸都市計画事業戦災復興土地区画整理那霸第一地区と称する。

第二章 地積の決定

第三条 換地の標準となるべき従前の土地各筆の地積は左の各号に依る。

- 一 行政主席より設計書及び本規程の認可を受けた日現在土地台帳に登録せられてある土地についてはその日現在の登録地積に依る（一九五五年六月十一日）
- 二 米国琉球民政府が埋立て一九五三年六月十一日附と一九五四年十一月十七日附及び一九五三年六月一日附の譲渡契約書によって公政府から那霸市に譲渡せられた若狭野及び前島野地先の公有水面と西新野の元運河敷地の埋立地及び高橋野地先の元公有水面に就いては土地台帳に登録せられた日現在の登録地積に依る。
- 三 都市計画事業の公有水面埋立工事に依って西新野、辻野及び若狭野地先に造成する土地に就いては埋立完了後土地台帳に登録せられた日現在の登録地積に依りその所有者は事業を施行した那霸市とする。

第三章 土地の等位及び価格の評定

第四条 従前の土地の等位は一九五一年四月一日那霸市土地所有権委員会の評定により確認せられた等級を参考とし本規定の認可を受けた日逆の状況の変化利用収益環境及警勢価値の変遷等を斟酌して市長がこれを定める。

第五条 整理後の土地の等位はその位置形質高低乾湿地積方位環境、交通の便否、利用収益の状況及警勢価値等を斟酌して市長がこれを定める。

第六条 土地の評定価格は前二条の等位を標準として市長がこれを決める。但し第二十条の規定に依り清算を行わない土地には等位及評定価額を附けない。

第四章 補償

第七條 従前の土地にある物件に就き市長に於て必要があると認めるときは、その土地所有者及び占有者に対し、耕地整理法第二十七條の規定により、市長は相當の期限を附してこれを移転、移築、除却又は放棄を命ずることができ、この場合損失補償の範圍、金額は市長がこれを決める。

第八條 前條の規定により市長が命じた期限内に当該権利者がその命ぜられた事項を履行しないときは行政代執行法に依りこれを執行する。

第九條 本事業のため市長に於て必要があると認めるときは地区内の土地を使用し又は換地予定地の使用を延期させることができる。

2 前項の土地に対しては市長が定めてその通常受けるべき損失を補償する。

第五章 換地予定地の指定及換地処分

第十條 市長は第十二條及び第十六條乃至第十九條の規定に準じて従前の土地に対し換地予定地を指定してこれを土地所有者へ代表者及代理人と合意に通知する。この場合市長は直ちにこれを告示する。

2 前項の指定は土地の可及的速かな利用、開発の要望に資するため本地区を数区域に分け設計完了部分から数次に分つて行うことができる。

3 第一項の指定を變更又は更正したときはこれを当該土地所有者に通知する。

4 第十三條各号に該当する土地は第一項の指定と同時にこれを通知する。

5 換地予定地の使用開始は市長が適當と認められた期日を指定してこれを通知する。

6 第一項又は第三項の通知を受けた者は第五項の指定の日から耕地整理法第三十條第四項の告示の日迄その指定せられた土地の使用収益の目的に供し従前の土地はこれを使用収益の目的に供することができない。

第七條

土地所有者が従前の土地又は換地予定地として指定せられた土地の形質を變更し建築物その他の工作物の新築、改築、増築、修繕、大規模の模様替若しくは除却を為し物件を附加し又は木石等を移転或いは除却しようとするとき及び他人をして為さしめようとするときは予め市長の承認を受けなければならない。

2 市長の承認を得ないで前項の行為を為し、或は認められた、或は市長はその土地所有者に対して原状回復又は損害賠償金を命ずることができ、

第十條 換地は従前の土地の地目、地積、等位等を標準として左の各号によつて交付する。

一 換地はなるべく原位置の街廓内で交付する。但し若狭町那覇中学校敷地の拡張部分及上泉所南南小学校敷地の民有地に対しては前島町の市有地に於て交付する。

二 敷地の土地を所有する者に対しては他の筆の換地に支障を及ぼさない範圍に於て適當と認める位置にこれを取りまとめて交付することができ、

三 数筆の土地を所有する者でその一筆では過少宅地となる場合はなるべく
原位置の何れか一方の街廓内にこれを取りまわめて交付することができ
る

四 地区内に散在する墓地の換地は市長が適当と認める位置に数筆を相隣接
して交付する

五 前各号に依り難いときは市長が適当と認める位置に於て交付することが
できる

2 各土地所有者に交付する換地の地積はなるべく第三条の規定に依つて定
めた土地の然地積又は第六條に依つて評定した総価額に比例せしむる

第十三条 左の各号の土地に對しては換地を交付せず金銭を以つて清算するこ
とができる

一 墓地以外の土地で従前の地積又は評定価額が僅少であつて整理後一定地
積とするのに足りない土地（一定地とするに於ては地積は其の面積
街路巾員、街廓の背割奥行長又は街廓の形等に依り市長が適当と認める
地積を定めるが概ね三十坪を以て最少地積の限度とする）

二 整理前私有に属する道路、水路、提塘等であつて整理後公共用財産とな
るべき土地

三 土地所有者の同意を得た特別の事情がある土地

第十四条 前条第一号の規定に該当する権利者で整理後一定地となるべき地積
の換地を希望するものに對しては当該権利者の申請に依り市長が適当と
認める位置に最小地積の宅地を増換地として交付することができ

2 前項の場合の増換地の部分に對しては第十条第一項の告示があつた後
第二十二條の規定に準じて仮清算を行い仮清算金を徴収し換地処分するとき
第二十四條の規定に依り清算する

第十五条 本事業の施行認可があつた後換地予定地を封鎖して従前の土地を
分割しようとする際市長は其の分割地に對して更に指定すべき換地予定
地が一宅地とするに足りないことを認めるときはその分割を認めないことが
できる

第十六条 整理施行命令のあつた日即ち一九五四年十二月二十九日現在既に潰
地になつてゐる泊港内の地積に對しては換地を交付しない

第十七条 政府又は公共団体に於て現に公用又は公共の用に供してゐる土地に
就いてはその供してゐる目的を妨げない範圍に於て予め当該所管庁又は
当該所管公共団体と協議してその境界線を変更することができ

第十八条 既産管理課所管の道路敷はその地積を減せず本事業により整理後
これに替り新に設ける道路敷地区内に換地しその廢道敷となる部分は耕地
整理法第十一條の規定に基づき地区内土地所有者に交付する

第十九条 既産管理課所管の土地で整理後道路敷になる部分以外の土地につい
てはその地積を減せず成るべく原地に於て当該土地及びその隣接地又
は附近地が整理後本土地區画整理事業の目的たる宅地としての利用を妨
げない為に境界線を整理に替へて換地する

第二十条 前四條の土地に對しては清算を行はない

第六章 費用及び清算金の徴収及び交付

第二十一条 換地処分により徴収又は交付する清算金額は換地の評定価額総額と替換地価額総額との和を従前の土地の評定価額総額を以て除した率に従前の評定価額を乗じて得た額と替換地価額総額を従前の土地の評定価額総額で除した率に従前の土地の評定価額を乗じた額と換地の評定価額の和との差額とする

2 前項に依る清算の結果生じた剰余金はこれを費用に充當し不足を生じた場合は市に於て補填することができる

第二十二条 本事業に要する費用は市長が適当と認める本地区内の土地の一部を替換地として処分しこれに充當する

2 第十四条第一項の規定によつて処分した増換地の部分はこれを替換地と見做し同条第二項の換算金は前項の費用に充當する

3 市長が第八條の規定に依つて執行するのに要する費用及地区内一般土地所有者の負担と認め難い土地に属する特別の補償金は第一項の規定に拘わらず当該土地所有者の負担とする

第二十三条 第二十一条の規定により徴収又は交付すべき金額を生じたときはその額に對し工事竣工の月より換地処分認可の日迄の期間年三分の利子を附し換地処分のときこれを徴収し又は交付することができる

第二十四条 事業終了し清算の結果費用に剰余金を生じたときは市長が地区内一般の土地所有者に最も有利と認め、地区内の施設の費用に充當することができる

第二十五条 第十四條第二項の仮徴収金及び第二十三条の徴収金又は整理施行に關し市長に於て徴収すべき金額の納付期日及び場所を市長がこれを定めて納期の十五日前迄に納入令書を送り土地所有者に告知する

第二十六条 整理施行に關し市長より交付すべき金額は整理施行に關し徴収すべき金額と相殺することができる

第二十七条 第二十三条の徴収金又は整理施行に關し市長に於て徴収すべき金額を納付期日迄に納付しない者があるときは市長は期限を指定してこれを督促する、この場合には督促手数料を徴収する

2 前項の督促手数料は一回につき五圓とする

3 滞納者は第一項の督促を受け其の指定期限内にこれを完納しないときは納期の翌日から徴収金完納又は滞納処分前日までの日数により金百円につき一日金四錢の割合に依り延滞金を徴収する、但し市長に於て酌量すべき情状があると認めるときはこの徴収を免除することができる

4 市長が滞納処分をしようとするときは市長村自治法第百五十八條を適用する

第七章 雑則

第二十八条 土地所有権者本島に住所又は居所を持たない者は本事業に關する一切の行為をなさせるため代理人を指定しこれを市長に届け出でなければならぬ

- 2 二人以上の共有土地所有者は本事業に關する一切の行為を為さしめるためにその内の一人を代表者と選定しこれを市長に届け出なければならぬ
- 3 前二項の代理人及代表者を變更したときも亦同じ
- 4 第一項及第二項の代理人及代表者は那覇市に住所若しくは居所を有するものでなければならぬ
- 第二十九条 土地所有者が沖繩群島土地台帳法令又は不動産登記法に依る手続きをしようとするときは又は氏名若しくは住所を變更したときは直ちにその旨を市長に届け出なければならぬ
- 第三十条 第十一條第一項の規定に違反したため若しくは前二條の規定による届出をしないが爲に生じた損害に就いては市長はその責を負はない
- 第三十一条 市長は土地区画整理登記簿及警報決定の通知を受けたときはその旨を告示し且換地証を作成して土地所有者にこれを交付する
- 第三十二条 本事業のため必要があるときは市長は諮問機関を置くことができる
- 第三十三条 本事業の会計年度は市の例に依る
- 第三十四条 本規程の施行に關し必要な事項は市長が別にこれを定める

附 則

本規程は都市計画法第十五條の規定に依る行政主席の認可があつた日からこれを施行する（一九五五年六月十六日）

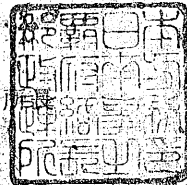
局長	補佐	書記	文書	送付	昭和
			送付	昭和	
			送付	昭和	

1 詳 念 函

総南連第 1,224 号
昭和 39 年 6 月 5 日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所



石垣市と大浜町の合併について

標記両市町が合併し、6月1日より新「石垣市」が正式に発足したので次のとおり報告する。

記

1. 石垣市と大浜町の合併問題は1958年以来懸案となつていたので、行政指導等により本年2月14日、両市町議会はそれぞれ大浜町の石垣市への編入合併をようやく議決するにいたり、琉球政府に合併の申請を行なつた。行政府は市町村自治法第3条(市町村の廃止分合および境界変更)に基づき、4月25日、立法院の議決を経て同月28日、合併を告示した。
2. 合併後の新石垣市は、石垣本島を一町とし人口40,730人を有し、那覇(約256,000)コザ(約54,600)

両市に次ぐ全琉第3位の人口となり、行政区域は約235平方キロメートルである。

大田主席は「これまでにいろいろ困難な問題もあつたが、関係住民の理解と協力で実現したことに敬意を表する。今後はモデル市町村として住みよい地域社会を築かれるよう期待する」との談話を発表した。

今回の合併は市町村合併促進法が56年10月に施行されて以来所管庁の行政指導、勧告等により57年12月、那覇市が真和志市を編入し(54年9月、既に首里市と小禄村を編入済み)について61年10月、糸満町が三和、高嶺、兼城の3隣村を編入しているため、3回目の市町村合併である。

一方、宮古島においては行政府の合併促進により平良市と下地町の合併が実現する勢が見えたが、両町民の一部、特に下地町民の強力な反対運動や陳情等により、既に立法院の議決を経て61年7月に行なつた両市町の合併告示を翌62年1月止むなく撤回したいきさつもあり、新石垣市に対する関係者の期待は大きいものとみられる。

アメリカ局長

参事官
北米課長

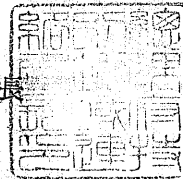
A'30.0.7-3

総特第4522号

昭和39年6月11日

外務省アメリカ局長 殿

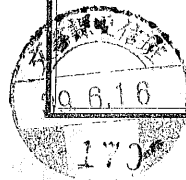
総理府特別地域連絡局長



沖縄の石垣市と大浜町の合併について

標記について別添写のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長から
報告があつたので、御参考までにお送りする。

要処理	連絡
要	急
課長	
池	
齋藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
大崎	
生村	



総理府

記帳了

3197